

長野県教員研修体系作成会議 傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の場所に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴してください。発言や拍手、その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影又は録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記の他、会議の支障となる行為をしないでください。
- (4) その他、担当職員の指示に従ってください。

3 取材者の特例

取材目的（新聞、テレビ等の媒体を使用し、広く県民等に会議の内容を知らしめるものに限る。）での傍聴については、2の（2）の規定に関わらず、1の（1）の際にその旨を記載した上で、所定の場所において撮影等を行うことができます。

(参考)

県ホームページへの情報掲載について

時 期	掲 載 事 項
会議開催前 おおむね1週間	開催予定（日時、場所、会議事項等）を掲載
会議開催後 おおむね3日以内	審議事項、会議資料を掲載
会議開催後 おおむね1ヶ月以内	議事録（議事概要）を掲載